

沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第19条第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(ア)の項中「第140条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(イ)の項中「第140条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(イ)の項中「第140条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「第140条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第140条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第2項中「平成26

年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第4号中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上」を削り、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(ア)の項中「第140条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(イ)の項中「第140条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(ア)の項中「第140条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(イ)の項中「第140条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「第140条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(イ)の項中「第140条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同表第140条第3項の項中「第140条第3項」を「第3項」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第140条第1項第1号アの項中「第140条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第140条第1項第1号イの項中「第140条第1項第1号イ」を「第

1項第1号イ」に改め、同表第140条第1項第2号アの項中「第140条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第140条第1項第2号イの項中「第140条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(7)の項中「第140条第1項第2号ウ(7)」を「第1項第2号ウ(7)」に改め、同表第140条第1項第2号ウ(4)の項中「第140条第1項第2号ウ(4)」を「第1項第2号ウ(4)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(7)の項中「第140条第1項第3号ア(7)」を「第1項第3号ア(7)」に改め、同表第140条第1項第3号ア(4)の項中「第140条第1項第3号ア(4)」を「第1項第3号ア(4)」に改め、同表第140条第1項第3号イの項中「第140条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第140条第1項第4号の項中「第140条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第140条第1項第5号アの項中「第140条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第140条第1項第5号イ(7)の項中「第140条第1項第5号イ(7)」を「第1項第5号イ(7)」に改め、同表第140条第1項第5号イ(4)の項中「第140条第1項第5号イ(4)」を「第1項第5号イ(4)」に改め、同表第140条第2項第1号の項中「第140条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第140条第2項第2号の項中「第140条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同表第140条第3項の項中「第140条第3項」を「第3項」に改める。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第108条」を「第120条」に、
「第7節 自動車取得税（第109条—第120条）
第7節の2 軽油引取税（第121条—第137条

を「第7節 軽油引取税（第121条—第137条の9）」に改める。
の9）」

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「自動車取得税及び」を削り、「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、同項第3号中「及び自動車取得税」を削り、同条第3項中「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、同条第4項中「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に改める。

第6条第1項及び第3項中「、自動車取得税、軽油引取税」を「、軽油引取税、自動車税の環境性能割」に改める。

第9条第1項第5号イ中「個人にあつては所在地」を「個人にあつては住所地」に改

め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 自動車税

ア 環境性能割 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地。ただし、普通徴収に係るもの（督促状を発した日から起算して10日を経過した日以後に徴収する環境性能割の徴収金に限る。）にあつては、自動車の取得者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には取得時における自動車の主たる定置場の所在地

イ 種別割 普通徴収に係るものにあつては、自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には自動車の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係るものにあつては、自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地

第9条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第15条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第41条第1項中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第46条第1項第2号、第47条第2号、第48条第1項第1号並びに第49条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第109条から第120条までを次のように改める。

第109条から第120条まで 削除

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第138条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第138条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に

規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

- 3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第138条の次に次の1条を加える。

(自動車税のみならず課税)

第138条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第139条の見出し中「自動車」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の13条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第139条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3の規定により算定した金額(第139条の4において「通常の取得

価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第139条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第5項に規定するものをいう。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次号において同じ。)に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第9条の2第8項に規定するもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの
- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの
 - (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（次項において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
 - (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの
 - (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- 3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。
- 4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であ

つて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則第9条の2第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

第139条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第139条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第139条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当

該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号並びに第144条第1項及び第3項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第139条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、第139条の13の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、施行規則第9条の6に規定する事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第139条の8 環境性能割の納税義務者は、第139条の6第1項又は前条の規定により環

境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器で当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該環境性能割額に相当する現金を納付書によつて納付することによりしなければならない。

- 2 前項に規定する証紙代金収納計器の取扱い及び収納印の表示その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第139条の9 環境性能割の納税義務者が第139条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第139条の10 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 4 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

5 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第2項の申告又は第4項の申請をする者は、規則で定める事項を記載した申告書又は申請書に、第2項又は第4項の規定の適用を受けることを証明することができる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第139条の11 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第9条の7に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をする者は、規則で定める事項を記載した申請書に、前項の規定の適用を受けることを証明することができる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

4 前条第5項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第139条の12 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を免除する。

(1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号並びに次項及び第146条第1項第1号において「身体障害者」という。）、身体障害者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下これらを「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害

者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が、専ら運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車を含む。)で規則で定めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車で規則で定めるもの

(4) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の事業の用に供する自動車で規則で定めるもの

(5) 社会福祉法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会のその本来の事業の用に供する自動車

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、当該自動車に係る環境性能割のうち当該自動車を身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減する。

(1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車で規則で定めるもの

(2) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車で規則で定めるもの

3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、第139条の6の規定による申告をする際に、併せて知事に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号の自動車について同項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。

(環境性能割の更正、決定等に関する通知)

第139条の13 法第20条の9の3第4項又は法第168条の規定による環境性能割に係る更正若しくは決定、法第171条の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定又は法第172条の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定をした場合には、通知書により、これを納税者に通知する。

(環境性能割の不足税額等の納付手続)

第139条の14 環境性能割の納税者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第169条第2項の規定による延滞

金額及び法第171条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付書により納付しなければならない。

第140条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第2号中「トラック」を「トラック」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)において同じ」に改め、同号ア(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、同条第3項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第141条（見出しを含む。）並びに第142条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第143条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車について、法第150条第1項」を「自動車について法第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「際」を「ときに」に、「よつて」を「より」に改め、同条第4項中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条第5項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第144条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（第3項において「変更登録」という。）又は移転登録の申請をする場合には」に、「際」を「ときに」に、「第9条の2」を「第9条の17」に改め、同項第5号中「法第145条第3項」を「第138条第3項」に改め、同条第3項中「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に、「第1項の例」を「第1項の規定の例」に改め、同条第5項中「法第145条第2項」を「第138条の2第1項」に改める。

第145条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「法第145条第2項」を「第138条の2第1項」に、「によつて」を「により」に改める。

第146条の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ついては」を「対しては」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第146条の2第1項中「ついては」を「対しては」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に、「減免」を「軽減」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第6条第1項中「100分の4」を「100分の1.8」に改め、同条第2項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第14条及び第15条を次のように改める。

第14条及び第15条 削除

附則第15条の2から第15条の4までを削る。

附則第17条の3の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の4 営業用の自動車に対する第139条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

附則第18条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

附則第19条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1項中

「電気自動車」の次に「（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を、「天然ガス自動車」の次に「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。）」を加え、「第5条第2項で定める」を「第5条第1項に規定する」に、「第5条第3項で定める」を「第5条第2項に規定する」に、「電力併用自動車」を「第139条の3第1項第1号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第140条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「第140条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第138条の2第3項」に、「この条」を「この号及び次号」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第139条の3第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

（沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中沖縄県税条例第4条第2項の改正規定（「滞納処分」の次に「その他の規則で定める事項」を加える部分に限る。）、同条第3項の改正規定、第9条第1項第5号イの改正規定並びに附則第5条の2第1項及び第4項の改正規定、第3条の規定並びに附則第9項（第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日

(2) 第1条の規定、第2条中沖縄県税条例第46条第1項第2号、第47条第2号、第48条第1項第1号並びに第49条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次項並びに附則第4項、第6項

から第8項まで、第9項（沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）第2条の2第1項の改正規定（「及び自動車取得税」を削る部分に限る。））及び第10項から第13項までの規定 平成31年10月1日

（法人の県民税に関する経過措置）

- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 施行日が大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例第139条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。
- 8 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する

自動車税については、なお従前の例による。

(沖縄県行政機関設置条例の一部改正)

- 9 沖縄県行政機関設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）で定める事務」に改める。

第2条の2第1項中「及び自動車取得税」を削り、「滞納処分に関する事務」を「滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事務に関するもの」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

- 10 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第1条から第3条までの規定中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第4条第1項中「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に、「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「当該自動車税を」を「当該自動車税の種別割を」に改め、同条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1号中「自動車税の納税済証紙」を「自動車税（種別割）納税済証紙」に改める。

第1号様式中「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(沖縄県産業廃棄物税条例の一部改正)

- 12 沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(12) 狩猟税」を「(11) 狩猟税」に、「(13) 産業廃棄物税」を「(12) 産業廃棄物税」に改める。

(沖縄県石油価格調整税条例の一部改正)

13 沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(11) 固定資産税」を「(10) 固定資産税」に、「(12) 石油価格調整税」を「(11) 石油価格調整税」に改める。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人の県民税法人税割の税率を引き下げ、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を導入し、地方消費税率引上げの実施時期を変更し、及び個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。